

「若者の未来を考える！ 18歳から狙われる消費者被害」

令和4年4月からの成年年齢の引下げにより、18歳から親の同意を得ずに様々な契約ができるようになりました。これまでも、成人になると消費者トラブルに関する相談件数が増加する傾向にありましたが、成年年齢の引下げで、18歳・19歳の消費者トラブルの増加が危惧されています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、人と人の関わりが希薄になっている昨今、孤独の中で将来に不安を感じる若年者の心理につけ込むトラブルの増加も懸念されます。

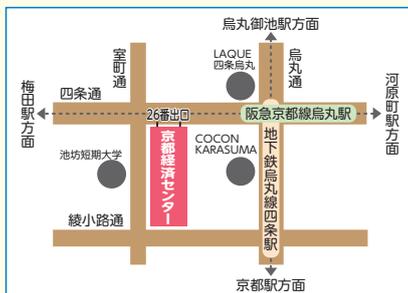
消費者トラブルに巻き込まれないよう、若年者自身がどのようなことに注意すればよいのか、また周りの大人たちはどのように見守ればよいのか、成年を迎えた若年者の未来について、講演とパネルディスカッションを通して考えます。

日時

令和4年 **5月29日** 日
午後2時30分～午後4時30分（開場 午後2時）

場所

京都経済センター 3階〔会議室3-F〕
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地



- 京都市営地下鉄烏丸線
「四条駅」北改札出て
- 阪急電車京都線
「烏丸駅」西改札口出て
26番出口直結
- 京都市営バス
「四条烏丸」徒歩すぐ

参加方法

① 会場定員

50名 (先着順)

**参加費
無料**

② Zoomウェビナーにてオンラインでの参加

- 申込時に記載されたアドレス宛てに招待用のURLを送信します。
- 通信料は参加者負担となります。
- スマートフォンからの参加でWi-Fi等を利用しない場合、通信料金がかさむ場合がありますのでご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場には十分な広さを確保していますが、参加の際には、マスクを着用するなど咳エチケット等を心がけていただき、当日に咳や発熱などの症状がある場合は参加を御遠慮いただきますようお願いいたします。

【講演】

「18歳成年時代に必要なこと —消費者法教育の意義と展望—」

たかしまひでひろ

高嶋英弘 氏

(京都産業大学法学部教授、
NPO 法人京都消費者契約
ネットワーク理事)



【パネルディスカッション】

「消費者教育と若者の未来」 を考えよう!

パネラーに大学生や親世代、そして先進的に消費者教育を進めておられる高等学校の先生にご登壇いただき、高嶋氏のファシリテートで内容を深めます。

参加申込み

お名前、電話番号、参加方法（左記①又は②）、Zoom招待URLをお送りするメールアドレス（②の場合）を添えて、ホームページ、メールまたはFAXでお申し込みください。（様式任意）



申し込み期間：

5月1日(日)～5月25日(水)

主催／京都府、京都市、NPO 法人コンシューマーズ京都（京都消団連）

申込先・お問い合わせ／NPO 法人コンシューマーズ京都（京都消団連）

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル ヒロセビル4F

TEL：075-251-1001 FAX：075-251-1003

E-mail：syodanren@mc2.seikyou.ne.jp ホームページ：https://consumers-kyoto.net/

5月は「消費者月間」です。

「消費者基本法」の前身である「消費者保護基本法」が1968年5月に施行され、その施行20周年を機に、国において1988年から毎年5月を「消費者月間」と定め、今回で35回目となります。

「消費者月間」では、消費者・事業者・行政が一体となり、消費者問題の啓発・教育等の取り組みを集中的に行っています。

消費者月間統一テーマ

「考えよう!大人になるとできること、気を付けること ～18歳から大人に～」

〈趣 旨〉

2022年4月1日から成年年齢は18歳になり、「18歳から大人」になります。大人になると、例えば住宅賃貸やクレジットカード等の契約を一人でできるようになると同時に、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなります。できることが増える分、責任も生じることとなります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。

また、自分の消費が社会や世界とつながっており、未来や他者のための行動が最終的により良い社会の形成につながります。これを踏まえ、「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動から転換し、人や社会、地域などにも配慮した「自分で考える消費者」になることが必要です。

そこで、このようなことについて、周囲の大人も含め、改めて考えるとともに、自分事として捉え、実践につなげるきっかけとなるよう令和4年度の消費者月間においては、「考えよう!大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」を統一テーマとして掲げます。

「若者の未来を考える! 18歳から狙われる消費者被害」

お申し込み FAX 用紙 (075-251-1003)

| | | | |
|-----|--|------------------|--|
| 氏名 | | 参加方法 (選択ください) | <input type="checkbox"/> 来場 <input type="checkbox"/> オンライン |
| TEL | | メール アドレス | ※オンライン参加の場合、Zoom 招待URLをお送りする アドレスをご記入ください |